

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）



No.9 アシカ漁業を許可漁業とする漁業取締規則の改正

島根県令第18号（漁業取締規則改正）

1905年（明治38年）4月14日

資料概要

この資料は、竹島におけるアシカ漁業を県知事の許可漁業に追加することなど、既存の漁業規則を改正する島根県令（1905年（明治38年）4月14日付）。

竹島の島根県編入後、中井養三郎を始めとした多数の者が竹島におけるアシカ漁業の許可を求め隠岐島司に対して申請を行った（※1）。これを受けて隠岐島司は、島根県知事に対し、1905年（明治38年）3月7日付でアシカ漁業者を取り締まる必要性を訴えた（※2）。

島根県知事は、アシカ漁業を許可漁業とする方針とし、それまでの漁業規則である明治35年島根県令第130号（P41-P42参照）をこの県令によって改正し、竹島におけるアシカ漁業を県知事の許可漁業に追加した。

改正内容は、県知事の許可を受けるべき漁業としてアシカ漁業が追加され（第一条の改正、原文では海驢漁業）、但し書きとして「隠岐国竹島におけるものに限る」ことが記載された。また、アシカ漁業の許可期間は3年とされ（第二条の改正）、許可を受けたい場合には、願書に許可期間を記載することと規定された（第三条の改正で、対象漁業にアシカ漁業が追加された）。

この改正の後、中井を始めとする4名は、同年5月20日付で「海驢漁業許可願」を島根県知事に提出した（※3）。この時、許可願いを提出した者は他にもいたが、結果的に中井を始めとする4名に対してアシカ漁が許可された（→No.10）。

内容見本

島根県令第十八号

明治三十五年十一月本県令第三百三十号漁業取締規則中左ノ通更正ス

明治三十八年四月十四日 島根県知事松永武吉

第一条中浮網漁業ノ下（八束郡筑川郡地方ノ名称）トアルヲ（宍道湖ニ於テ使用スルモノニ限ル）ト更正ス

第一条中浮網漁業ノ次ニ左ノ通挿入ス

一、海驢漁業（隠岐国竹島ニ於ケルモノニ限ル）

第二条中浮網漁業ノ次ニ海驢漁業ヲ挿入ス

第三条括弧書中潜水器漁業ノ次ニ海驢漁業ヲ挿入ス

第八条ニ左ノ但書ヲ加フ

但竿釣ハ此限ニアラス

第九条第一号イ、縶子ノ次ニ其他ノ織物ヲ挿入ス

- ※1 「海驢漁業許可願」『竹島貸下・海驢漁業書類』（1905年3月3日付、出願者永海寛市）（島根県公文書センター所蔵ほか）
- ※2 「甲庶第16号（竹島へ出漁願ノ義ニ付内申）」『竹嶋』（1905年3月7日付）（島根県公文書センター所蔵）
- ※3 「海驢漁業許可願」『竹嶋』（1905年5月20日付、出願者中井養三郎、加藤重蔵、井口龍太、橋岡友次郎）（島根県公文書センター所蔵）

作成年月日	1905年（明治38年）4月14日
編著者	島根県知事（松永武吉）
発行者	島根県
収録誌	島根県令 明治38年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う （島根県竹島資料室で複製本の閲覧可）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣

島根縣令第十八號

明治三十五年^{十一月}本縣令第三百三十號漁業取締規則中左ノ通更正ス

明治三十八年四月十四日

島根縣知事松永武吉

第一條中浮網漁業ノ下(八束郡簸川郡地方ノ名稱)トアルヲ(宍道湖ニ於テ使用スルモノ

ニ限ル)ト更正ス

第一條中浮網漁業ノ次ニ左ノ通挿入ス

一、海驢漁業(隱岐國竹島ニ於ケルモノニ限ル)

第二條中浮網漁業ノ次ニ海驢漁業ヲ挿入ス

第三條括弧書中潜水器漁業ノ次ニ海驢漁業ヲ挿入ス

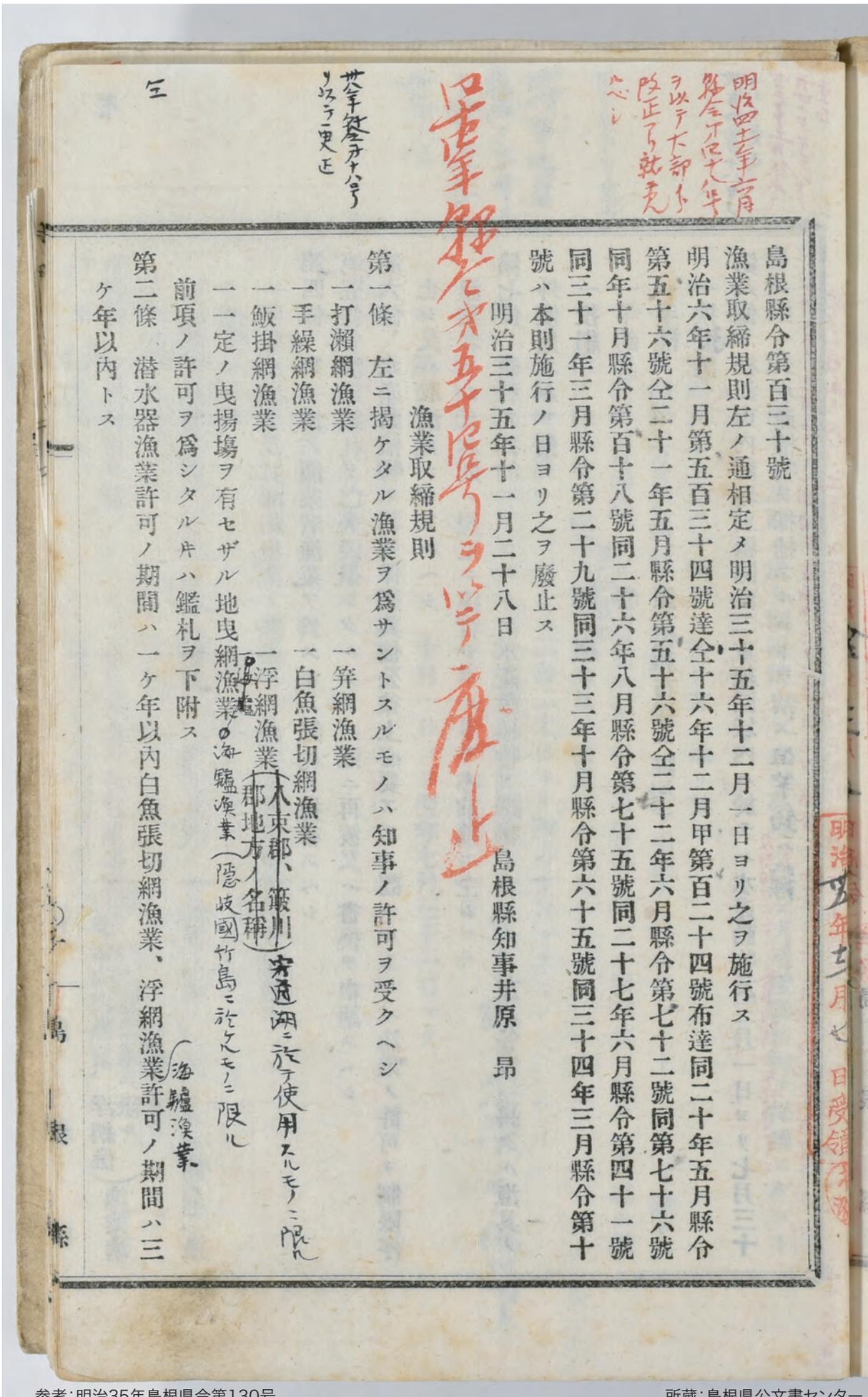
第八條ニ左ノ但書ヲ加フ

但竿釣ハ此限ニアラス

第九條第一號イ、縋子ノ次ニ其他ノ織物ヲ挿入ス

年丁洲

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



島根縣令第百三十號

漁業取締規則左ノ通相定メ明治三十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治六年十一月第五百三十四號達全十六年十二月甲第百二十四號布達同二十年五月縣令第五十六號全二十一年五月縣令第五十六號全二十二年六月縣令第七十二號同第七十六號同年十月縣令第百十八號同二十六年八月縣令第七十五號同二十七年六月縣令第四十一號同三十一年三月縣令第二十九號同三十三年十月縣令第六十五號同三十四年三月縣令第十號ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

明治三十五年十一月二十八日

島根縣知事井原 昂

漁業取締規則

第一條 左ニ掲ケタル漁業ヲ爲サントスルモノハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一 打瀬網漁業

一 手繰網漁業

一 飯掛網漁業

一 一定ノ曳揚場ヲ有セザル地曳網漁業（海鹽漁業）
前項ノ許可ヲ爲シタル片ハ鑑札ヲ下附ス

第二條 潜水器漁業許可ノ期間ハ一ケ年以内白魚張切網漁業、浮網漁業許可ノ期間ハ二ケ年以内トス

明治四十年五月
縣令第百七十九號
ヲ以テ下部ト
改正スル就免
心シ

世年冠カトナ
リ以テ更正

口津津知事
大五子屋
ラ字
度止

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

五

第三條 漁業許可ヲ受ケントスル者ハ願書ニ許可期間(白魚張切網漁業、浮網漁業)漁業場(業、潜水器漁業三限ル)所ヲ記載スヘシ

但白魚張切網漁業、浮網漁業ノ願書ニハ漁具敷設ノ形状及區域ヲ記載シタル圖面二通ヲ添附スヘシ

一手線網漁業及打瀬網漁業ノ願書ニハ前項ノ外漁業時期ヲ記載スヘシ

第四條 第一條ノ漁業者漁業ヲ爲スルハ鑑札ヲ携帯スヘシ

第五條 漁業鑑札ヲ亡失毀損シタルトキハ速ニ再渡又ハ書換ヲ申請スヘシ

第六條 水産動物ノ蕃殖保護其他公益上必要アリト認ムルトキハ漁業ノ許可ヲ制限停止シ又ハ取消スコトアルヘシ

漁業者ニシテ本則ノ規定ニ違背シタルトキ亦前項ニ全シ

第七條 營利ノ目的ニアラスシテ水産動物ヲ採捕スルモノハ左ノ各號ニ掲クル漁具ノ外使用スルヲ禁ス

- 一 投網
- 一 一四手網
- 一 一竿釣具
- 一 一笠
- 一 一手櫂
- 一 一鎌(但和布採ニ限ル)

第八條 松江市内諸堀別紙圖面二重線區域内ニ於テハ水産動物及三月一日ヨリ七月三十

一日マテ水産植物ヲ採捕スルコトヲ禁ス但竿釣及新田ノ庄ノ庄屋ノ限リノ採捕ハ此限ニテモ可シ

十月十日ヨリ十月三十一日ヨリ自前月期間在在區域ニ於テ水産動物採捕スルハ此限ニテモ可シ

受付ル漁業及河川ノ工事ノ限リニテモ一知照ニテ採捕スルハ可シ但此限ニテモ可シ

此等抄本ヲ十八年
ヲ以テ更正
昭和五年十月
廿四日
重石

受付ル漁業及河川ノ工事ノ限リニテモ一知照ニテ採捕スルハ可シ但此限ニテモ可シ